

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ 医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③電子資格確認をして取得した診療情報を診療室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④電子処方箋の発行を行っています。(※整備中、近日開始予定)
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定です。
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所およびホームページ等に掲示しています。

□ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)／初診6点・再診2点

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。

令和6年の6月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

□ 明細書加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理でお会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

□ コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料228点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料74点を算定いたします。コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料1ではなく、眼科的検査料で算定する場合があります。

ご不明な点がございましたら、受付までご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名：片桐 哲郎
(眼科診療経験年数 31年【2023年5月現在】)

□ 夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付された場合は、診療時間内であっても、また予約診療であっても「夜間・早朝加算」(50点)の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

* 平日 午後6時以降

* 土曜日 正午以降